令和６年度　相模原市立

湘南小学校いじめ防止基本方針

湘南小学校

令和６年４月

相模原市立湘南小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】

自ら学ぶ力をもち、心豊かでたくましく生きぬく子どもを育てる
- なかよく助け合う子
- よく考え、進んで学習する子
- 元気でがんばりぬく子

【家庭・地域との連携】

ＰＴＡ
学校評議員会
小中連携教育連絡協議会
城山地区青少年健全育成協議会
見守り隊会議
小倉自治会
葉山島自治会
育成会
民生委員、児童委員

【校内組織】

【湘南小学校いじめ防止対策委員会】
委員長：校長
副委員長：副校長
委員：児童支援専任、
児童指導担当
養護教諭、支援教育コーディネーター
青少年教育カウンセラー、SSW

【関係機関との連携】

青少年相談センター
児童相談所
緑子育て支援センター
津久井警察署
県警少年相談・保護センター
学校教育課（スクールロイヤー、児童生徒指導班）

【いじめの未然防止】

（１）児童一人ひとりを大切にした指導を展開し、児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 公開授業の実施　・話し合い活動の充実　・異学年交流

（２）学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。
- たてわり班活動　・カワラノギク保護活動　・学期ごとの振り返り

（３）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- 幼保小中交流会の実施　・全校での畑、田植え、稲刈り体験

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議、打ち合わせで積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- 校内研修の実施　・児童支援会議の中での情報交換

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場を通して、家庭・地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

（１）日常的な観察を充実させ、保護者と連携を図りながら児童の様子を観察し情報共有を図る。
- 休み時間の様子　・個人面談の実施　など

（２）定期的（毎月）の学校生活アンケートや児童との面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。

（３）在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 相談窓口の周知　・そうだんしつだより　・保健室だより等の発行

【いじめへの対処】

（１）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

はじめに

○いじめの定義
いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成２５年度から以下のとおり定義されている。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

１ いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携のもと、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにいじめの未然防止、早期発見、迅速かつ組織的な対処に努める。

２ いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：湘南小学校いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：委員長…校長、副委員長･･･副校長、委員…児童支援専任、児童指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、学級担任・関係する職員（青少年教育カウンセラー、SSW）

○ 委員会の取組内容
①いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
②いじめを受けた児童、保護者に対する相談及び支援
③いじめを行った児童への指導及び、いじめを行った児童の保護者に対する助言
④専門的な知識を有する者や関係機関との連携

３ いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（１）児童一人ひとりを大切にした指導を展開し、児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
① 多様な学習活動を通して、児童がわかる、できる楽しい授業づくりを行う。
② 話し合い活動を充実させ、何でも言い合える学級づくりを行う。
③ 一人ひとりの児童理解を深め、望ましい人間関係を育成する。
④ 受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営に努める。

（２）学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
①異学年の児童でのたてわり班を作り、集会や清掃活動などで活用する。
②委員会や集会活動、全校の活動で児童がふれ合う場を大切にする。

（３）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
①人権教育の充実を図り、自分を大切にするとともに周りの人を尊重する態度を育てる。
②道徳教育の充実を図り、全ての教育活動において、生命を大切にする心、思いやりの心、感謝の心を育てる。
③福祉体験、学校田・感謝祭などを実施する。
④幼保小中交流活動を実施する。

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
①校内研修において、「いじめ防止」「人権・福祉教育」「道徳教育」「情報モラル」等について研修を行う。
②朝会や集会などにおける校長をはじめとした担当教員からの講話を行う。
④保護者会や学級懇談会等において、保護者への啓発を行う。

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
①収穫祭、カワラノギクのお花見会、ライフホーム城山との交流
②幼保小中連携教育推進協議会、城山地区青少年健全育成協議会
③小倉・葉山島自治会　見守り隊

４ いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、職員相互で積極的に情報を共有する。

（１）日常的な観察を充実させ、保護者との連携を図りながら児童の様子を観察し情報共有を図る。
① 朝の活動や休み時間の児童とのコミュニケーションを大事にする。
② 日記、個別面談、家庭訪問等により、児童の様子を把握する。
③ 教職員間での情報交換を行う。

（２）定期的（月１）の学校生活アンケートや児童との面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
① アンケートを実施する。（基本月末に１回）
② 児童との面談で、児童の困っていることや悩みについて聞く。

（３）在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー　毎週火曜日　TEL０４２－７８２－６７００(直通)
いじめ相談ダイヤル：０４２－７０７－７０５３
ヤングテレホン：０４２－７５５－２５５２
②保健室だより、相談室だよりの発行
③青少年教育カウンセラーによる校内巡回および相談室の開放

５ いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
（１）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
①校内の「いじめ防止対策委員会」を開き直ちに情報を共有し、速やかに事実確認を行う。（いじめの認知）
②関係児童及びその保護者、学級、遊び仲間等へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の措置を行い、関係機関等の協力や援助を求める。
④いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは、警察署との連携を図る。
（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
〇青少年教育カウンセラー
〇津久井警察署、県警少年相談・保護センター
〇青少年相談員
〇児童相談所、緑子育て支援センター
〇学校教育課、スクールロイヤー、人権・児童指導班

６ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

（１）重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
（２）教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
（３）当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

重大事態とは

〇いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
例えば、
・児童生徒が自殺を企画した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　などのケースが想定される。

〇いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。